

巻頭言

社会福祉の研究活動と関西

会長 岡本民夫

社会福祉学の発祥の地は関西であるといわれている。その根拠はいわゆる社会福祉学説を提言した研究者の多くが関西地域の在住者であったり、関西の出身者であったことに由来する。しかし、社会福祉の施策が整備充実されるとともに研究活動は全国的な広がりを見せるようになるが、その中心的研究組織の基盤である社会福祉学会のスタートもまた関西であり、その限りでは、社会福祉学の研究活動拠点が、いずれも関西に由来することが多いことが指摘できると思われる。

一方、社会福祉の教育養成機関も1960年代以降急増し、全国規模で広がりを見せるようになるとともに研究の拠点も拡散し、それらを横に束ねる組織の必要が生じてきた。特に1980年代の増加ぶりは著しく文字通り想定外の拡充振りであった。

他方、著しい少子化傾向は高等教育のあり方にも甚大なる影響を与えており、社会福祉学を目指す受験生の激減はここにも大きな影を落としており、学部再編成や規模の縮小化あるいは廃部するところも散見できる。しかし、国民の福祉、介護等の需要は急激に増加しており、とりわけ介護・ケアの領域では慢性的な人材不足に悩まされ、厳しい現状に直面している。

「福祉は人なり」といわれて久しいが、その高邁な理念と現実とのギャップには過重、長時間勤務、変則勤務、低賃金など基礎的な労働条件に根本的な課題があることは指摘するまでもない。特に「3K職業」あるいは「新4K職業」などと酷評され、その意気込みや使命感さえ喪なえてしまうという現実を見たとき、あらためて学会は現実を直視し、改革に向けて果敢に挑戦しなければならない。学会は必ずしも運動体ではないが、これら一連の課題を明確化し、鮮明にして社会的に公言していくことが学会の使命であることを想起すれば、最早放置できない研究領域として、遅まきながら積極的な調査研究活動を展開しなければならない時代を迎えているといわなければならない。

2013年度関西社会福祉学会年次大会・
日本社会福祉学会関西地域ブロック総会報告

本大会は2013年3月2日(日)午前10時より開催された。ブロック学会にも関わらず、広島県から数名の参加者を含めて約60名の方々の参加があった。参加者の内訳は、大学関係者、福祉現場の専門職、院生・大学生等とさまざまであった。

大会のテーマは、「社会保障制度『改革』と福祉専門職—その役割と課題を問う」であり、最近の我が国の社会保障制度の動向に沿ったものとなった。

大会の開催にあたり、本学会会長:岡本民夫、本学学園理事長:山根耕平の挨拶があった。両氏の挨拶のあと大会が開始されたが、午前中、自由研究発表が行われ総数10本の発題があり、3会場に分かれて真摯に議論された。

午後からは、基調講演「社会保障制度『改革』と高齢者ケアサービス—日本とデンマークとの比較研究」とシンポジウム「社会保障制度『改革』と福祉専門職の役割と課題」が行われ、シンポジウムでは熱気のある論議がなされた。

大会終了後は、恒例の親睦会が本学食堂にて和やかな雰囲気のもとで開催された。最後に本大会運営にあたり、学会理事・役員の方々に大変お世話になったこと、並びに大会を切り盛りしてくれた本学教職員・アルバイト学生にこの紙面を借りて厚くお礼を申し上げたい。

【大会実行委員会：神戸親和女子大学学科長・通信教育部長（開催時） 成清 美治】

自由研究発表報告

<第1分科会>

[1] 矢島雅子（京都ノートルダム女子大学）：「成人期の障害のある人の日中活動支援の現状と課題」

重度障害のある人の社会生活と地域生活を支える場として、生活介護を行う事業所が拡充されている。本研究の目的は、成人期の知的障害や発達障害、重症心身障害のある人が利用している生活介護事業所を調査対象とし、日中活動支援において具体的に何が課題となっているのか明らかにし、今後の日中活動支援の在り方について考察することである。研究方法は半構造化個別インタビュー調査を実施した。調査協力者はA市内にある生活介護事業所81カ所のうち8事業所を無作為抽出し、各事業所に勤務するサービス管理責任者8名である。調査期間は2013年2月から3月の2ヶ月間である。インタビューの回数は調査対象者1名につき1回実施した（2時間程度）。調査項目は、①調査対

象者の基本属性、②生活介護事業所の概要、③利用者と家族のニーズ、④日中活動支援の課題、⑤日中活動支援の在り方である。

日中活動支援においては、支援体制の課題をはじめ、資金・設備の課題、送迎の課題、救急対応の課題、多様なニーズへの対応、環境適応支援の課題、活動内容の改善、家族との協力困難等の複数の課題があることが明らかとなった。その背景には、利用者の高齢化や障害の重度化・多様化に伴う心身機能の低下や家族の高齢化、家族の介護負担等の課題がある。各事業所は利用者の心身機能低下を予防するために、活動プログラムに体操や散歩等の運動を取り入れている。しかし、外出時は支援員確保において課題がある。現在、障害の重度化・多様化に伴い、個別支援の必要な利用者は増加している。そこで取り入れているのが、グループ別の活動である。個別化を重視しつつ集団生活は意識し、グループ化を取り入れることが必要である。グループ化を取り入れる際には、構造化支援と意思決定支援を実践することが欠かせない。また、利用者個別のニーズ把握においては、利用者の意思決定を待ち、見守るという支援が重要である。意思表示が困難である利用者が意思決定するためには、利用者が判断できる情報を適切に提供していくことが必要となる。利用者の意思決定については、家族が利用者の代弁者となる傾向があり、利用者が自分の生き方を考えることができず、親亡き後の不安が強くなっている。利用者が自分の意思をどのように表し伝えていくのか、各事業所における意思決定支援の実践を検討していく必要がある。障害者自立支援法により居住の場と活動の場が切り離され、利用者や家族の不安を払拭できる居住支援の整備も必要とされている。利用者の社会参加と社会生活の支援において非常に重要になることは、利用者の意思決定をいかに支援するかである。意思決定支援や構造化支援の在り方は、創意工夫が求められる。今後はこれらの支援の効果や課題について検討を続けていきたい。

[2] 山戸隆也 (社会福祉法人 稲原福祉会) : 「介護福祉士の倫理と利用者の自己決定に関する研究」

この研究では、介護福祉士の倫理について、特に利用者の自己決定をめぐる課題に焦点を当てて検討を行う。また、介護福祉実践において利用者が自己決定を行う際の、介護福祉士による実践の可能性について検討する。介護福祉士の倫理について、とりわけ利用者の自己決定に関する先行研究を検討しながら、利用者の自己決定について、介護福祉士がどのような支援の役割を果たしうるのかを検討する。さらに、利用者が自己決定を行うための環境整備を、どのように行っていけばよいのかについても考察する。

研究方法については、介護福祉研究に関連するケアワーク、ソーシャルワーク、リハビリテーション、医療などの分野の近年の「利用者の自己決定」についての先行研究を基に、文献研究を行った。また、大阪府内東部、大阪市内の諸施設において見聞させていただいたことから、大きな示唆を得ている。研究上の倫理的配慮としては、プライバシーを尊重するために、利用者の方々やそのご家族、職員の方々などの個人名を特定できないように心がけた。

研究結果は以下のとおりである。利用者による自己決定のための環境整備として、介護福祉士が行い得ることとして (1) 利用者の状態への考慮、(2) 利用者の個別性への着目、(3) 適切なアドバイスと情報提供、(4) アドバイスの際の注意深さ、(5) 傾聴から学ぶこと、(6) アドボカシー機能の実践、(7) 人間の尊厳の保持、の7つの点を提示する。これらの点は、すべての要素を網羅するものではないが、個々の点を認識し、これらを実践に移していくことが肝要となる。

ここでは特に、情報やアドバイスの提供に当たっての謙虚な姿勢について認識しておく必要がある。我々が提供すべきアドバイスの種類については、とりわけ注意深く十分、公正に考慮すべきである。おそらく、アドバイスは求められたときだけ、間違っているかもしれないという但し書きを付けて提供するぐらいが良いと思われる。実際に語られていることではなく、語られていない事柄を傾聴する方法を学ぶことが大切となる。同時に思考、感情、経験を言葉にする過程を通じて、サービス利用者と介護者は、役立つような形で出来事や感情を整理することができるかもしれない。

介護福祉士は、利用者と時間を共有する時間も長く、その意味でも利用者にとって身近な存在といえる。自己決定の条件整備を行なっていくなかで、介護福祉士に期待される部分は大きい。

[3] 森口弘美 (同志社大学社会学部) : 「知的障害者の『親元からの自立』を促進する要件—家族へのインタビュー調査から—」

平成17年知的障害児(者)基礎調査によると在宅で暮らす18歳以上の知的障害者289,600人のうち親と暮らしている割合は70.1% (約203,000人) である。親元以外の暮らしの場としてグループホームや福祉ホームなどがあり、近年これらが増えてきてはいるものの現在もなお知的障害者の大半が親と同居し、またその多くが生活上必要なケアを親から受けていると考えられる。

障害者が必要とするケアを親が担い続けることの問題の一つに、ケアを必要とする子よりも先に親が年老

い死にゆくという問題がある。親の加齢により十分なケアができなくなる前に福祉サービスを利用して新しい適応状況、すなわち親子の居所の分離等によりケアの担い手の移行ができれば良いが、それができる家族ばかりではない。

本研究の目的は、知的障害者の家族が「親元からの自立」をどのように経験したかのプロセスを分析することで、「親元からの自立」を促進するための要件、すなわちどのような支援があれば、より多くの知的障害者の家族にとって比較的若い時期に（親によるケアが行き詰る前に）親元でも入所施設でもない地域での暮らしを選択することが可能になるのかを明らかにすることである。

本研究では知的障害者のケアをしてきた家族8名を調査協力者とし、インタビューの逐語録を「質的データ分析」を参考にコード化と考察を行った。調査対象者はいずれも知的障害のある本人が20～30代にケアホームもしくは福祉ホームに入居している。調査の内容は、①居所の分離に至るまでの経緯、②居所の分離を決めた理由やその際の不安や心配、③居所を分離してからの変化であるが、本発表では②について発表を行った。

発表では、なぜ入居に至ったのか、将来の暮らしの場についてこれまでどのように考えてきたか、入居するにあたっての不安や心配、不安や心配がありながらも入居を決めた理由、不安や心配がどのように解消されたか／解消されていないかのそれぞれについて、語られたデータを提示しながら結果を報告したが、最終的な考察結果としては次のようにまとめられる。

居所を分離する際の不安や心配として特徴的に見られるのは、意思疎通ができにくい故のものである。つまり、辛くても言えない、体調が悪くても言えない、パニックや他傷に至った際の気持ちを汲んでもらえないのではないかとといった心配である。こうした不安や心配がありながらも居所の分離を決断できた理由としては、本人の様子や支援の状況を把握できる近い距離にあり、また不安や心配を時間をかけてともに解決していくことができるという事業所への信頼感であった。

今後は、残りのリサーチクエストionsを検討することで、長期的なライフスパンのなかで居所の分離に至るための促進要因を明らかにし、現在もなお家族と暮らし家族と年老いつつある知的障害者の自立の促進に向けた方策につなげていきたい。

[4] 笠原幸子(四天王寺大学短期大学部)：「虚弱高齢者の自己決定のプロセスと構造に関する一考察」

本研究は、文献研究によって、虚弱高齢者が日常生活場面で、どのように自己決定を実現させているのか(プロセス)、また、虚弱高齢者の自己決定は、どのような要因から構成されているのか(構造)、虚弱高齢者

の自己決定のプロセスとその構造を自己決定後の結果の引き受け方も含めて考察することを目的とする。なお、本研究では、虚弱高齢者の自己決定の操作的定義を「これまで生きてきた背景の下、残された能力を駆使し、自分自身の目的と考え方に従って、価値があると判断した内容を選択し、表出し、実行する過程」とする。「高齢者は情報を理解する能力が弱まり、行動のプロセスを確認することが困難になり、他者からの強制や操作の影響を受けやすい」(酒井、1998)。また、「高齢者は思いがあっても、家族に及ぼす影響を考慮し、家族の希望を優先する時がある」(角田、2004)。日常生活に制約が多くなり、自己決定が阻害され続けると、「現状を無理に肯定し、無力感を感じて、すべてをあきらめしまう『学習された無力感』の状態になる」とセリグマン(1975)が指摘している。身体機能や認知機能が低下してくる高齢期になると、高齢者を自己決定の主体と捉えにくい傾向がある。しかし、「高齢者の表出を喚起するような働きかけは、自己決定を支える強力な要素となり、良好な人間関係とコミュニケーションの中で、自己を確認し、どうしたいのかを表出することができる可能性がある」(角田、2004)とされている。岡田(2011)の提案した自己決定のプロセスとその構造を参考に、自己決定を「価値があると判断した内容の選択」、「価値があると判断した内容の表出」、「価値があると判断した内容の実行」に3区分し、これらは行きつ戻りつしながら、専門職の支援を得て「価値があると判断した内容の実行」に結実していくと考え発表した。しかし、施設等では、業務の多忙さ、虚弱高齢者の安全の優先等から、管理的な体制を敷いている場合がある。トラブルを回避するため、虚弱高齢者の自己決定に懐疑的な見解も見られる。一方、虚弱高齢者の思いを優先してトラブルが起こっている状況もある。虚弱高齢者の自己決定を真に支えていくためには、虚弱高齢者の自己決定の先に存在する責任の引き受け方に関する環境整備等の検討や社会的合意の確立も求められる。

今後の課題は、介護サービスに従事している介護職員とともに、フロアから「自己決定しない自己決定もあるのでは？」というご意見も参考にしつつ、自己決定のプロセスとその構造(仮説)を、自己決定後の結果の引き受け方も含めて明らかにしていきたいと考えている。

<第2分科会>

[1] 杉田貴行(同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程)：「スクールソーシャルワークとスクールカウンセリングのあるべき「資質・行動」について—教員養成系大学学生に対するアンケート調査の結果より—」

スクールソーシャルワークやスクールカウンセリングは、学校内での生徒への個人的な悩みの相談や学業・進路相談、教職員に対するコンサルテーション、

校区内の問題への取り組み、家族の問題への対応などを含み、その内容は非常に多岐にわたり一言で表現するのは困難である。さらに、両者の実際の現場における役割が、必ずしも明確に区別されているとは言い難く、業務分担が重なる部分も多いと考えられる。そこで、両対人援助実践で「求められる態度」を構成すると考えられる、あるべき「資質・行動」を比較検討する為のアンケート調査を計画し、質問紙(5件法質問項目と記述項目)を作成した。調査の実施方法として、本調査では教員養成系大学の学生100人に対してアンケート調査を計画し実施した。本報告は、アンケート調査の結果について若干の考察を試みたものである。

教員養成系大学教員1名に、福祉(スクールソーシャルワーク)100枚、心理(スクールカウンセリング)100枚のアンケート用紙それぞれを使用することで、回答者1人につき福祉、心理のあるべき「資質・行動」調査を郵送で依頼し、平成25年4月の1か月以内の期間設定で調査を実施した。生徒21人から個別に返信用封筒にて回答があり、回収率は21.0%であった。回答者は男性6名(平均24.17才SD11.81)、女性15名(平均19.20才SD1.32)名の計21名で、全体の平均年齢は20.62才(SD6.43)であった。

5件法(0~4)による28質問項目の信頼性係数は、福祉0.897と心理0.828であった。第一重要項目は、福祉、心理とも【思いやり】(福祉9名、心理6名)、第二の重要項目は、福祉【コミュニケーション技術】(3名)、心理は【視野の広さ】(7名)が、それぞれ上位選択された。また、同一質問項目に関する福祉と心理の比較として、各項目について相関分析とt検定を実施したところ、相関分析、t検定ともに、【社会資源】【コミュニケーション技術】【機能役割】が1%で有意差が見られた。さらに【視野の広さ】は、福祉、心理とも平均点が高く、それぞれ3.62と3.57であった。重要項目1と2についてコレスポンデンス分析を実施したところ、福祉では一致している傾向を示し、心理ではある程度のばらつきが見られた。

自由記述の項目のうち、福祉では第一重要項目、第二重要項目ともに21人中12人から回答があった。第一重要項目の理由に関して「子ども達を思いやらなくては、子どもの側には立てないから(1:思いやり)」とか「虐待などを含む場合もあると分かり、やはり地域や施設との連携をとることが大切になってくる(9:連携連絡)」などの記述があり、第二重要項目の理由では「子ども達と困難について塾考することで、子ども達について子どもの側から教えることができないから(5:塾考姿勢)」や「様々な問題に取り組んだり、活動したりする仕事だと知って、前向きに取り組むことが大切だと感じたから(7:前向き取組み)」などの回答が見られた。

そこで今後は、これらのあるべき「資質・行動」と

考えられる項目に関して、さらに明確に顕在化させてから、「求められる態度」を探究していきたい。

本調査は、教員養成系大学学生を対象としたため、サンプリングに偏りはあるものの、ある一定の知見が得られ、本調査を実施する意義は見出せたように思われる。それ故、今後はサンプリングの範囲や人数に留意し調査を継続したいと考える。

[2]板倉孝枝(神戸親和女子大学):「Helping Profession に関する一考察—スクールソーシャルワーカーの視点から—」

本発表では、子ども専任のHelping Professionの発展に関するこれまでの歴史研究を踏まえ、Helping Professionが社会のニーズから生まれたことを再確認し、また、その特性を以下の様に要約することができた。

- ① Helping Professionは、基本的に人の自立を助ける仕事である。極論すれば、子どもが孤児でなくなるよう手助けをする仕事である。
- ② Helping Professionは、必要な訓練を受けており、ニーズのある人に関わる資格を持つ仕事である。言い換えれば、対象となる範囲がある程度決まっている中で、必要なことを社会制度や倫理規定の範囲内で適切に行うことを許されている仕事である。
- ③ Helping Professionは、社会の要請を受けて発展するものである。社会認知を得てはじめて、あらゆる歯車が動き出し、経費や活動場所などについての意義も見出される。
- ④ Helping Professionは、長い時間をかけて社会的地位を確立していくものである。社会全体との調和が求められるため、その善し悪しはともかく、社会の一部として馴染んでいくことがまず重要である。
- ⑤ Helping Professionは、組織との間に個人内葛藤を抱える仕事である。対人援助を行う主体も人間であるということの難しさを内包している。
- ⑥ Helping Professionは、時代に合った技術のフィードバックと資質向上を求められる。人々が納得し、アクセスしやすくなるような工夫が求められる。
- ⑦ Helping Professionは、社会と、ニーズのある個人の双方をバランスよく支援する仕事である。つまり、社会全体のニーズも理解した上で、ニーズのある個人がより自立した生活ができるように、必要な支援を施す仕事である。

Helping Professionは子どもの安心安全を保ち向上させていこうと努力を続けてきた。そしてその特性は、

単に専門職であるだけにとどまらず、自他を対象とした個人と社会の双方のバランスを保ち、さらには次世代をも見据えつつ過去と将来をつないでいく切れ目のない一貫した支援を目指すものであると捉える。そこには、誰もが主体的に一生を過ごせる社会を目指し協働する、という価値の共有が存在する。つまり、Helping Profession とは言わば、内なる個人の世界と外なる世界の両方を行き来できる力を備えた専門職であると発表者は考えるのである。

一方で、Helping Profession の現状の一例としてスクールソーシャルワーカーについて見ると、平成 20 年 12 月に文部科学省が公開した「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」内にも見られるように、スクールソーシャルワークに関する統一された概念は存在しないとされており、また、スクールソーシャルワーカーの活用方法についても、専門家や教育関係者等によって様々に意見が分かるとされている。これは、現在も変わらないが、野田正人（立命館大学）は、その特徴についての要約を試みており、その他、文部科学研究において山野則子（大阪府立大学大学院）の率いる研究班においても全国のスクールソーシャルワーカーおよび教育委員会を対象とした調査及び研究が進行中である。こうした現状から、スクールソーシャルワーカーは今、まさしく新しい専門職として、この日本においても分化を進めている最中にあるといえる。

[3] 深谷弘和（立命館大学大学院）：「障害者福祉施設における職員集団の専門性に関する研究—入所施設へのフィールドワーク調査から—」

近年、1990 年代以降の社会福祉基礎構造改革では、新自由主義、消費者主義の潮流とも相まって社会福祉の専門性を大きく揺るがしてきた。例えば、障害者福祉現場では、障害者自立支援法以降、契約制度への移行による事務量の増加、常勤換算方式による非常勤職員の増加などが起こり、支援の質を維持し、発展させるための職員集団形成が困難になっている。

本研究は、社会福祉支援実践における専門性を職員集団の中に見出し、具体化することを目的としている。具体化にあたって、とりわけ施設内虐待を経験した入所施設を対象とし、施設内虐待が発生した当時から現在までの職員集団の変化を明らかにし、分析をおこなう。この間、職員がどのような葛藤や苦悩を経験し、新たな職員集団の形成をおこなってきたのかそのプロセスを明らかにすることを本報告の目的とした。

本研究の方法は、施設へのフィールドワークと施設職員へのインタビュー調査である。関西にある知的障害児入所施設 X を対象として 2014 年 8 月に 1 ヶ月間、支援に参加しながら、職員へのインタビューをおこなった。職員へのインタビューはトランスクリプト化し、分析をおこなった。また、職員会議や職員研修などの

資料と、フィールドワーク中に記録したフィールドノートを追加資料として参考にし、分析をおこなった。

倫理的配慮として、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づいて研究をおこなった。さらに施設職員にはフィールドワークにあたっての調査研究計画を配布し、インタビュー時には「研究倫理に関する誓約書」を作成し、署名してもらった。

今回の調査研究により明らかとなったのは、大きく 3 点である。まず 1 点目は、地域社会の変化による矛盾が施設内虐待として表出するように職員集団に大きく影響している点である。この背景には、調査対象とした知的障害児入所施設が児童分野と障害分野の間に位置する支援実践体であることがある。2 点目は、入所施設にみられる閉鎖性が、支援実践の変化を乏しくさせ、さらには職員集団も凝り固まった状態としていたという点である。3 点目は、施設内虐待をきっかけとして人事異動や、職員体制の変更がおこなわれる中で一部の職員の意識の変容から職員集団が少しずつ変化し、風通しの良い施設づくりが展開されていることである。今後は、職員集団の変容プロセスに関してさらに追加調査をおこない、施設職員と共同で研究をすすめていく予定である。

<第3分科会>

[1] 所めぐみ（佛教大学）：「利用者・「当事者」のエンパワメントをめざす地域を基盤とした学習と協働についての研究—英国エクセターでの地域実践の分析—」

本研究は、英国における「地域を基盤としたアクティブ・シチズンシップ学習」の実践を研究対象とし、その背景、目的、プロセス、成果と課題について明らかにするとともに、地域を基盤とした学習活動や実践を通じて、地域づくりや地域のエンパワメントにつながる基盤を地域に形成すること、日本における地域福祉の主体形成支援への示唆を得ることを目的としている。アクティブ・シチズンシップのためのアクティブ学習は、参加、協働、社会正義、多様性のもとでの平等という価値に基づき集団で実施する経験的学習であり、個人とコミュニティの成長をめざすものである。その特徴として、①コミュニティベースド、②学習者中心、③能動的でリフレクティブな学習を必要とすることがあげられる。労働党政権下、Active Learning for Active Citizenship (ALAC: 2004 年～2005 年)、TakePart プログラム (全国 2008 年～2011 年、地域 2009 年～2011 年) という政策が実施された。地域“ハブ”を設定し、地域住民のシビックアクティビズム、コミュニティリーダーシップ、ガバナンスに関わる住民としての役割の行使に役立つスキルと自信を培う、啓発するという従来の学習型支援にとどまらず、人や組織の参加を妨

げる障害についての理解とその克服をもめざすというものであった。

地域ハブの特徴から、ケーススタディ地域を設定。本報告ではそのうちの南西リージョン地域拠点でのとりくみを取りあげ、①地域ハブの中心となったコミュニティ支援組織による報告書、HP、関係資料、記録の蒐集とその分析、②プログラム担当者へのインタビュー調査(個人・グループ)を実施し分析・考察した。

その結果、コミュニティ支援組織が中心となり、医療・福祉サービスの利用者やその家族らによる団体と、地域の他の民間組織、自治体、医療行政・機関とが連携して「Learning to Involve (LTI) project」と総称される一連の地域実践を実施し、その経験を基盤とした対象・協働の拡大が、第一段階(2004—2005)、第二段階(2005—2007)、第三段階(2008—)、第四段階(2009—2011)、現在(2011—)の各段階において特徴をもちつつ展開されてきたことが明らかになった。

コミュニティガバナンスや参加の視点から、コミュニティにおける合意形成のプロセスにこれまで参加できていなかった層や必ずしも参加に積極的ではない層にターゲットを絞っているが、参加・アクセスしやすくすることをめざしているため、地域実践としてのプロジェクトの「対象」や「巻き込み」は関係者に及んでおり、利用者のトレーニングから、利用者が参加しての専門職のトレーニングへの発展、参加機会の拡大、関係機関の協働をすすめ、参加を妨げる障壁へのアプローチへと発展してきていることが明らかになった。その発展と継続を支えたものとして考えられるのは、アクティブ・シチズンシップを支える学びの理念と枠組みの明確な提示、よい経験の蓄積とその共有化のためのとりくみといえる。地域づくりを担う主体としての成長への支援と共生の地域づくりにむけた動機づけへの支援、コミュニティや政策形成への参加実践との連動、そのためのしくみづくりの必要性。こうしたことが、コミュニティガバナンスやコミュニティの結束の進展に寄与する協働のための学習と、活動から得られるものを学びに、学びが活動の基盤にという循環を地域に形成することに寄与していると考えられる。

[2] 岡部茜(立命館大学大学院・日本学術振興会特別研究員)・山本耕平(立命館大学)：「若者支援実践の構築に向けて：NPO 法人文化学習協同ネットワークの実践とエンパワメント」

ひきこもり支援実践の研究は、従来から精神医学・心理学研究の分野で精力的に行われてきた。しかし、精神医学・心理学的な分析、実践のみでは若者たちの生存や発達を保障することは難しい。若者との日々の生活のなかで、彼らの生存や発達を保障していくために社会福祉研究が取り組まなければならない課題は多い。また 1990 年代の新自由主義政策が進み、

教育や福祉の市場化が進められ、社会のシステムがより競争的なものに作り変えられていった時代に成立した若者支援政策は多くの矛盾を内包している。特に社会的排除に切り込むことなく、若者と仕事のマッチングを進めようとする事業のもと、実践者たちは大きな矛盾に向き合わざるを得ない。現在、若者支援実践を取り巻く矛盾を乗り越えるための実践理論の検討が急務である。

本研究では、教育をベースにしながらか若者支援実践をひろげてきた NPO 法人文化学習協同ネットワーク(以下、「協同ネット」と表記)の実践を整理し、エンパワメントの視点から検討することにより、社会福祉学領域における若者支援実践への議論土台を提起することを目的とした。社会福祉実践としての若者支援実践は、排除を生む新自由主義社会への適応実践ではなく、自己や他者を傷つける価値観や考えからの解き放ち、彼らが所属する集団の諸矛盾からの解き放ちを可能とする実践を目指すものである。そのとき、自己の生き方、集団の実践が個々の生存・発達の保障となるような場の創造を迫る実践がそこで展開されているのか、さらに今後、その実践でそのような解き放ちを追求するソーシャルワークとして発展するためにはいかなる課題をもつのかを検討する必要がある。

実践史の整理に際しては、代表の佐藤洋作氏を中心としたスタッフの著作や協同ネットが発行した雑誌『カンパネラ』、佐藤氏に行った 2 回のインタビューデータを用い、佐藤(2012:166-167)の年表を参考に①地域の親たちによる塾づくり運動からの出発、②不登校との向き合いと居場所づくり、③NPO 法人化と若者支援への取り組み、④若者支援事業のさらなる展開の 4 つに分けた。

考察では、協同ネットの実践を「個の発達とエンパワメントに関して」「集団の発達(発達)とエンパワメントに関して」「抑圧に挑戦する力を獲得する地域との連携・協同に関して」の 3 点と、個—集団—社会の 3 つの次元ごとに検討されるべき「生活の主体としての育ちの評価」そして「実践者と当事者の関係性」に関しての議論を提起した。本研究は、若者支援実践を社会福祉実践として検討し、若者の生存と発達を保障するための議論を投げかける試みであり、考察での 5 つの議論をより発展させながら社会福祉実践としての若者支援実践を検討していく必要がある。

[3] 田中弘美(神戸親和女子大学大学院修士課程)：「看護師と精神保健福祉士の関係性における課題と問題点」

研究目的：精神科病院における看護師(以下Ns)と精神保健福祉士(以下PSW)が患者支援にどのように取り組んでいるのか、役割、連携・協働の支援方法の実際を明らかにする。

調査項目：多職種連携・協働の状況として、「外出・外泊支援」「入院中の日常生活支援」「退院支援」「経済的問題」「家族連絡」「退院前訪問指導」「資源活用」の7項目を捉えた。また、基本属性、各病院の「設置主体」「病床数」「従業員数(Ns・准看護師・PSW)」、回答者の「性別」「年齢」「専門職最終学歴」「通算の臨床経験年数」「持っている資格」「配属(担当)部署」、多職種連携・協働の考え方では「多職種連携・協働の有無」「多職種連携・協働の考え方」「連携職種」を確認した。

研究方法：兵庫県精神病院協会に加盟している民間の精神科病院15病院のNs・PSWを対象とする無記名の自記式質問紙を送付した。調査期間は2014年7月22日から8月23日までとした。5病院(33%)より回答があり、有効回答数(率)は看護職者63名(10%)、PSW33名(82.5%)であった。得られたデータは単純集計を行った。

研究結果と考察：どの項目も「連携・協働による支援」を支持しており、どのNs・PSWの連携・協働による支援が中心であることがわかった。しかし、「外出・外泊支援」「経済的問題」「資源活用」と社会生活に直接関係することはPSWの担当、「入院中の日常生活」「退院前訪問」と患者の日常生活に関することはNsの役割だから、社会生活移行のための準備はNsの担当と考えている人たちがいた。「これはNsの担当、これはPSWの担当」と区別していたNsやPSWがいたことは、「看護は患者の入院生活を安全で安楽に整えることであり、退院後の生活も視野に入っている」という考えに基づいたNsの考えや、「社会復帰とともに社会参加や自立を促進するための相談に応じる」というPSWの担っている業務に対する考え方から来ており、自分たちが考える専門性の範囲から脱することができない人達がいることによると思われる。また、どの項目もNs・PSW共に意見にばらつきがある病院があった。これは、看護業務以外はNsの仕事ではないとの考えや、Nsが病棟業務に追われ忙しいことが要因と思われる。看護基礎教育で社会資源や福祉に関する学習量が少ないため、知識が少ないことも要因ではないかと考える。

病院の考え方や患者支援担当職種の違い、現状の支援方法に問題がないかなど意識の違いもあることから、役割意識や連携・協働に対する考え方に違いがあることを示唆していると考えられる。これは一般や精神科病棟での経験年数や実年齢が、NsはPSWのほぼ倍であることが影響している可能性があると思われる。疾患と障害をあわせもつ精神障がい者を支援するためには、患者の日常に関わるNs、家族や地域に関わるPSWの密接な連携による支援が必要と考える。そのためには、定期的にお互いの情報を出し合い、話し合いを重ねていくことが必要である。そして、専門職としての役割を意識し、考え方の違いを尊重することが大切である。

第31回若手研究者・院生情報交換会案内

テーマ：「地域包括ケアとソーシャルワーク」

地域包括ケアが言われて久しいが、この考え方とソーシャルワークは極めて近い関係にある。この関係を明らかにするなかで、社会福祉研究者は地域包括ケアを理論的・実証的に先駆的な役割を果たしていく必要がある。しかしながら、現実には社会福祉領域でのそうした研究は多くない。そこで、どのような研究が求められているかを議論したい。そこから、現在の社会福祉領域で求められている研究課題について明らかにしていきたい。

日時：2014年10月18日(土)14:00~17:00

(終了後、懇親会の開催を予定しています)

報告者：白澤政和(桜美林大学大学院老年学研究科教授・大阪市立大学名誉教授)

場所：大阪駅前第2ビル6階

〒530-0001 大阪市北区梅田1-2-2-600

参加費：無料

参加申し込み：antonkun@human.ryukoku.ac.jp(阪口春彦)宛に、①お名前、②ご所属、③懇親会参加の有無をご記入のうえ、2014年10月11日(土)までにお申し込みください。

(阪口春彦)

第32回若手研究者・院生情報交換会案内

テーマ：「認知症ケアを通じて考える日本の福祉」

高齢化率の上昇とともに認知症高齢者の増加が見込まれることから、現在様々な施策が打ち出されている。とりわけ平成24年度からスタートした「地域包括ケアシステムの構築」は、若年性認知症を含め今後増加する認知症者の地域での生活を支えるためにも非常に重要である。こうした状況を踏まえ若手研究者・院生の皆さんと認知症ケアを通じて「地域包括ケアシステムの構築」を含めた今後の日本の福祉を考えたいと思います。

日時：12月13日(土)14:00~17:00

(終了後、懇親会の開催を予定しています)

報告者：川井太加子(桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授)

場所：桃山学院大学梅田サテライト

大阪府大阪市北区梅田1丁目 梅田スクエアビルディング8階

<http://bb-building.net/tatemono/osaka/133.html>

参加費：無料

参加申し込み：antonkun@human.ryukoku.ac.jp（阪口春彦）宛に、①お名前、②ご所属、③懇親会参加の有無をご記入のうえ、2014年12月6日（土）までにお申し込みください。

（阪口春彦）

第33回若手研究者・院生情報交換会案内

第33回若手研究者・院生情報交換会は、大学院生を中心に2015年2～3月ごろ開催していただくよう、現在調整中です。

詳細が決まりましたら、改めてご案内いたします。

（阪口春彦）

第29回若手研究者・院生情報交換会報告

2013年12月21日（土）、キャンパスポート大阪にて「本人を主体とした新たな居住支援：社会福祉学における『居住』研究の意義」のテーマのもと、第29回若手研究者・院生情報交換会が開催された。参加者は当日参加も含め21名であり、限られた時間のなかで活発な議論が交わされた。

NPOおかやま入居支援センター理事の阪井ひとみ氏からは、入居支援活動の取り組み内容等について報告が行われた。入居支援対象者は、住居を必要とするホームレスのみではなく、ただ雨風をしのぐためだけの「場」にいることを余儀なくされている障害者、高齢者、刑余者等も含まれており、現在、阪井氏の所有する物件には約450名の「居住弱者」と呼ばれる方々が「定住」している。

次に、野村（大阪市立大学）より、「居住福祉を研究する意義」について報告を行った。

近年、阪井氏の活動にも見られるように、NPOによる障害者、高齢者、生活困窮者等への居住支援に関する活動は活発になりつつあり、今後のさらなる積極的な役割が期待されている。しかし、物件管理者や近隣住民からのコンフリクトの発生等により、障害者等の入居を拒否する不動産業者も多く、居住支援を展開するには、まずそれらの諸課題を解決することが必要となる。

入居支援を行う際には、その地にただ「いる」のではなく、そこに「定住」しているという意識を対象者にいかにもってもらうかが重要である。また、定住するためには、物理的な「場」があるだけでは不十分である。「暮らし」を支える「人」の存在があること、人とのつながりがあることにより、その地に定住することが可能となるのである。「住居は生活の基盤であり、生活を支援する福祉の基礎」だということを、再確認する機会となった。

野村恭代（大阪市立大学）

第30回若手研究者・院生情報交換会報告

2014年2月15日関西学院大学西宮キャンパスで第30回若手研究者・院生情報交換会が開催された。関西学院大学の教員、院生を中心に15名が参加した。今回は「地域福祉の展開」というテーマで橋川健祐氏（日本福祉大学大学院）と柴田学氏（川崎医療福祉大学）からそれぞれ『過疎地域の再生とその先にあるもの～労働統合型社会的企業を事例に～』と『地域福祉におけるコミュニティ・ビジネスとその展望－社会起業との接点も含めて』という報告がなされた。

橋川氏からは過疎集落で発生する社会課題の悪循環、例えば産業衰退にともない人口流出、少子高齢化が進み、さらに地域が衰退していくなどのサイクルに対して、その課題解決のために社会福祉や地域福祉が応えることができているのかという問題提起がされた。橋川氏の過疎集落でのフィールドワークを元にした問題意識は①担い手が減少する中で、支え合い偏重の地域福祉は機能しうるのか、②採算がとれず、市場や行政が撤退する中で打開策模索の必要性である。その模索の中で新たな枠組みとして提案されたのが社会的企業的なアプローチである。

地域再生と社会的企業はさまざまな研究がなされているが、橋川氏は、過疎地域における雇用創出の機能として労働統合型社会的企業の可能性を報告された。雇用の崩壊、コミュニティの崩壊の問題は過疎集落に限らず、都市部においても深刻さを増している。そのなかで労働統合型社会的企業による実践が、問題解決のヒントをもたらすものになりうるという展望も示された。

柴田氏の報告は新しい地域福祉実践の一つとしてのコミュニティ・ビジネスの可能性の提示である。問題意識と関心を整理すると①「地域福祉の推進」の担い手として当たり前のようにならわれてきた既存の地域組織や民間組織が、地域組織の形骸化や行財政の圧迫化によって悪循環に陥っている一方で、②地域社会に根ざした地域福祉実践には、民間組織の位置づけは増すことがあっても減退することはない。③そのなかで社会的企業の持つ先駆性に着目している。

日本の社会的企業研究は欧米の先行研究を用いた、組織研究やキーパーソンなどの起業的側面の研究になりがちであるが、地域福祉研究は住民や当事者の社会参加や社会貢献を重視してきた。地域福祉から社会的企業を考える際には起業的側面を通して、住民参加や社会貢献を事業化して提供すること、支援を必要とする

る当事者の就労や雇用を創出する視点が必要であるとの指摘がされた。

牧里先生からは2名の報告を受けて社会的企業の注目の背景と、研究の課題を4点にまとめて整理された。①社会構造の変化による社会問題、とりわけ社会的排除という概念に対しては、今までの社会福祉の実践では対応が難しくなっており、②サービス供給体制の多様化のなかで社会的企業が注目を集めている。③社会福祉の視点から社会的企業をとらえる際には「そこにある問題とはなにか？」を考える必要があり、④サービスを供給することだけでなく、援助の対象となりうる人が何か活躍できるような場を作ることにこそ社会的企業の1つのモデルがあるのではないかということが示された。

今回の研究会では「社会的企業」という言葉がキーワードとなった。近年、「ソーシャルビジネス」「社会起業」など類似語や近接概念が登場している。そこには社会問題解決に向けての新たな主体の模索などの可能性が見える。一方で論者がどんな立場で論じるかによって、使用する概念は変化し、「何でもあり？」という“自由さ”もある反面、「十人十色」の議論には混乱を招く“危うさ”もあることが指摘されている。そのような状況のなかで、今回の研究会では社会的企業概念をもう一度見直す機会となった。そのなかで牧里先生の指摘にもあったように「社会問題とは何か」「当事者のニーズとは何か」ということ起点にした社会的企業研究の必要性を感じた。

(関西学院大学大学院人間福祉研究科 竹内 友章)

2014年度関西社会福祉学会年次大会・ 日本社会福祉学会関西地域ブロック総会案内

日時：2015年3月21日(土・祝)

場所：花園大学

大会テーマ・内容、自由研究発表申し込み等の詳細は次号のニューズレターでお伝えする予定です。研究と交流を一層深められるよう、ぜひご参加ください。
(所めぐみ)

2013年度決算及び2014年度予算

総会時に仮承認をいただいておりますが、最終的な決算及び予算を次の資料のとおり報告させていただきます。

(野村恭代)

関西社会福祉学会 独自財源 2013年度決算報告(2013年4月1日～2014年3月31日)

1. 収入の部	
前年度(2012年度)からの繰越金	2,529,786
日会員会費(2名分、内1名3年分納入)	8,000
銀行利息	404
合 計	2,538,190
2. 支出の部	
なし	0
3. 残額(収入－支出)	2,538,190

(社)日本社会福祉学会 2013年度 関西地域ブロック正味財産増減書
【2013年4月1日～2014年3月31日】

【経常収益】

単位:円

科 大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	2012年度 決算額	2013年度		差異 予算-決算	備考
				予算額	決算額		
受取会費			0	0	0	0	
	受取賛助会費		0	0	0	0	
事業収益			0	0	0	0	
	大会参加費収益		0	0	0	0	
	開催校助成収益		0	0	0	0	
	機関誌売上収益		0	0	0	0	
	広告料収益		0	0	0	0	
	書籍販売収益		0	0	0	0	
	大会資料等収益		0	0	0	0	
受取寄付金			0	0	0	0	
	受取寄付金		0	0	0	0	
雑収益			115	1,000	117	883	
	受取利息		115	1,000	117	883	
	その他の収益		0	0	0	0	
他会計繰入金収入			939,000	1,133,000	1,133,000	1,133,000	
経常収益合計			939,115	1,134,000	1,133,117	883	

【経常支出】

科 大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	2012年度 決算額	2013年度		差異 予算-決算	備考
				予算額	決算額		
事業費	大会費		306,820	300,000	160,299	139,701	
		大会会場経費	21,200	30,000	0	30,000	
		大会運営費	168,768	100,000	159,899	△59,899	
		大会企画費	90,070	150,000	0	150,000	
		雑費	26,782	20,000	400	19,600	
	機関誌刊行費		0	250,000	50,095	199,905	
		業務委託費	0	200,000	0	200,000	
		印刷製本費	0	0	0	0	
		通信運搬費	0	10,000	0	10,000	
		支払報酬費	0	0	0	0	
		図書資料費	0	0	0	0	
		会合費	0	20,000	12,455	7,545	
		旅費交通費	0	20,000	37,640	△17,640	
		雑費	0	0	0	0	
	研究会費		329,724	200,000	141,118	58,882	
		会合費	106,319	150,000	111,833	38,167	
		旅費交通費	0	0	10,780	△10,780	
		支払報酬費	0	30,000	16,705	13,295	
		賃借料	0	0	1,800	△1,800	
		雑費	223,405	20,000	0	20,000	
	ニュース刊行費		264,653	250,000	320,374	△70,374	
		支払報酬費	0	0	0	0	
		印刷製本費	90,090	100,000	139,524	△39,524	
		通信運搬費	174,563	150,000	180,850	△30,850	
		業務委託費	0	0	0	0	
事業費支出合計			901,197	1,000,000	671,886	322,439	
管理費	地方部会役員会運営費		38,893	60,000	135,334	△75,334	
		会合費	16,993	40,000	74,654	△34,654	
		旅費交通費	21,900	20,000	60,680	△40,680	
	渉外関係費		0	0	0	0	
		会合費	0	0	0	0	
		旅費交通費	0	0	0	0	
		福利費	0	0	0	0	
	人件費		0	30,000	0	30,000	
		臨時職員人件費	0	30,000	0	30,000	
	管理経費		28,110	44,000	16,251	27,749	
		消耗品費	0	20,000	4,841	15,159	
		設備関係費	0	0	0	0	
		印刷製本費	21,000	2,000	0	2,000	
		通信運搬費	4,720	20,000	3,450	16,550	
		旅費交通費	0	0	2,580	△2,580	
		賃借料	0	0	3,600	△3,600	
		保守費	0	0	0	0	
		光熱水費	0	0	0	0	
		修繕費	0	0	0	0	
		損害保険料	0	0	0	0	
		図書資料費	0	0	0	0	
		業務委託費	0	0	0	0	
		公租公課	0	0	0	0	
		雑費支出	2,390	2,000	1,780	220	
管理費支出合計			67,003	134,000	151,585	△17,585	
経常費(事業費+管理費)合計			968,200	1,134,000	823,471	304,854	

当期一般正味財産増減額	△ 29,085	0	309,646
一般正味財産期首残高	31,550	2,465	2,465
一般正味財産期末残高	2,465	2,465	312,111

(社)日本社会福祉学会 2014年度 関西地域ブロック 予算書【案】

2014年4月30日

【経常収益】

単位:円

科	大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	2012年度		2013年度		2014年	備考
				決算額	決算額	予算額	決算額	予算額(案)	
受取会費				0	0	0	0	0	
			受取賛助会費	0	0	0	0	0	
事業収益				0	0	0	0	0	
			大会参加費収益	0	0	0	0	0	
			開催校助成収益	0	0	0	0	0	
			機関誌売上収益	0	0	0	0	0	
			広告料収益	0	0	0	0	0	
			書籍販売収益	0	0	0	0	0	
			大会資料等収益	0	0	0	0	0	
受取寄付金				0	0	0	0	0	
			受取寄付金	0	0	0	0	0	
雑収益				115	1,000	117	1,000	1,000	預入金融機関(ゆうちょ銀行)からの利息
			受取利息	115	1,000	117	1,000		
			その他の収益	0	0	0	0	0	
他会計繰入金収入				939,000	1,133,000	1,133,000	1,107,200	1,108,200	学会本部からの「地方部会助成金」
経常収益合計				939,115	1,134,000	1,133,117	1,108,200	1,108,200	

【経常支出】

科	大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	2012年度		2013年度		2014年	備考
				決算額	決算額	予算額	決算額	予算額(案)	
事業費	大会費			306,820	300,000	160,299	300,000	300,000	2014年度内に開催予定
			大会会場経費	21,200	30,000	0	30,000	30,000	大会実施に関わる施設等借用
			大会運営費	168,768	100,000	159,899	100,000	100,000	「地方部会大会」運営に関わる経費
			大会企画費	90,070	150,000	0	150,000	150,000	地方大会企画「シンポジウム」に関わる経費
			雑費	26,782	20,000	400	20,000	20,000	大会校へのお礼等
	機関誌刊行費			0	250,000	50,095	570,000	570,000	「機関誌発行準備委員会」に関わる経費
			業務委託費	0	200,000	0	500,000	500,000	2013年度支払予定金含む
			印刷製本費	0	0	0	0	0	
			通信運搬費	0	10,000	0	20,000	20,000	委員会に関わる通信費
			支払報酬費	0	0	0	0	0	
			図書資料費	0	0	0	0	0	
			会合費	0	20,000	12,455	30,000	30,000	委員会開催に関わる会合費
			旅費交通費	0	20,000	37,640	20,000	20,000	委員会開催に関わる交通費
			雑費	0	0	0	0	0	
	研究会費			329,724	200,000	141,118	190,000	190,000	若手研究者・後進情報交換会(2014年度内に3回開催予定)費等
			会合費	106,319	150,000	111,833	150,000	150,000	研究会・講演会等開催に伴う会合費・飲食代
			旅費交通費	0	0	10,780	0	0	
			支払報酬費	0	30,000	16,705	20,000	20,000	研究会・講演会等開催時の講師等への謝礼
			賃借料	0	0	1,800	0	0	
			雑費	223,405	20,000	0	20,000	20,000	上記以外の研究会・講演会開催に関わる経費(兼書代等)
	ニュース刊行費			264,653	250,000	320,374	250,000	250,000	2014年度内に年2回発行、約1100部印刷・送付予定
			支払報酬費	0	0	0	0	0	
			印刷製本費	90,090	100,000	139,524	100,000	100,000	第1号:1100部印刷予定、第2号:1100部印刷予定
			通信運搬費	174,563	150,000	180,850	150,000	150,000	第1号:1100部送付予定、第2号:1100部送付予定
			業務委託費	0	0	0	0	0	
事業費支出合計				901,197	1,000,000	671,886	1,310,000	1,310,000	
管理費	地方部会役員会運営費			38,893	60,000	135,334	60,000	60,000	
			会合費	16,993	40,000	74,654	40,000	40,000	
			旅費交通費	21,900	20,000	60,680	20,000	20,000	
	渉外関係費			0	0	0	0	0	
			会合費	0	0	0	0	0	
			旅費交通費	0	0	0	0	0	
			福利費	0	0	0	0	0	
	人件費			0	30,000	0	20,000	20,000	学会運営に関わる人件費
			臨時職員人件費	0	30,000	0	20,000	20,000	アルバイトに関わる人件費
	管理経費			28,110	44,000	16,251	24,000	24,000	学会事務局の運営経費
			消耗品費	0	20,000	4,841	10,000	10,000	
			設備関係費	0	0	0	0	0	
			印刷製本費	21,000	2,000	0	2,000	2,000	役員会・総会・各種委員会等資料印刷経費(コピー代含む)
			通信運搬費	4,720	20,000	3,450	10,000	10,000	学会運営に伴う通信料
			旅費交通費	0	0	2,580	0	0	
			賃借料	0	0	3,600	0	0	
			保守費	0	0	0	0	0	
			光熱水費	0	0	0	0	0	
			修繕費	0	0	0	0	0	
			損害保険料	0	0	0	0	0	
			図書資料費	0	0	0	0	0	
			業務委託費	0	0	0	0	0	
			公租公課	0	0	0	0	0	
			雑費支出	2,390	2,000	1,780	2,000	2,000	振込手数料等
管理費支出合計				67,003	134,000	151,585	104,000	104,000	
経常費(事業費+管理費)合計				968,200	1,134,000	823,471	1,414,000	1,414,000	

当期一般正味財産増減額	△ 29,085	0	309,646	△ 305,800
一般正味財産期首残高	31,550	2,465	2,465	312,111
一般正味財産期末残高	2,465	2,465	312,111	6,311

B会員会費納入のお願い

日本社会福祉学会の関西地域ブロックの方は自動的に関西社会福祉学会の会員（A会員）となり、会費は日本社会福祉学会からの還元金を当てることとなります。

一方、日本社会福祉学会の関西地域ブロック会員でない方、日本社会福祉学会の会員ではないが関西社会福祉学会の会員である方（B会員）の年会費は2,000円です。従って、B会員の方で、本年度（2014年度）会費2,000円を未納の方は、納入していただくようお願いいたします。会費納入が3年間ない方については、B会員を退会したものとして扱わせていただきます。

なお、B会員の方で、日本社会福祉学会関西地域ブロックの会員になられた方は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

B会員会費納入方法の変更について

B会員の方には別途、会費納入の依頼文書をお送りしております。指定の銀行口座に年会費（2,000円）を納入していただきますようお願いいたします。その際には、ご利用の個人名義口座から学会名義口座への振り込みをしていただくと、振込者の氏名が学会通帳に記帳され、こちらの確認作業が容易になり助かります。なお、振込手数料につきましては、各自でご負担いただきますようお願い申し上げます。

金融機関 三菱東京UFJ銀行
支店 大阪営業部
口座名義 関西社会福祉学会
口座番号 4530873

(野村恭代)

機関紙担当から

2014年度第1号をお届けします。昨年度の大会の報告、情報交換会の報告等をご覧になって、是非今年度の大会、交換会にご参加いただきますようお願いいたします。

(小山 隆)

関西社会福祉学会ニュースレター 第1号

発行日 2014年9月30日

発行者 会長 岡本民夫

関西社会福祉学会

事務局 桃山学院大学

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1

桃山学院大学社会福祉実習指導室（川井） 気付

電話：0725-54-3131（内線 2636）

FAX：0725-54-3289